運　営　規　程

社会福祉法人 久楽会

金澤備中デイサービスセンターさつき苑（指定地域密着型通所介護）

金澤備中デイサービスセンターさつき苑（指定地域密着型通所介護）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）が設置する金澤備中デイサービスセンターさつき苑（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方法）

第２条　事業においては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型居宅サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　前６項のほか、「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 17 日金沢市条例第 48 号）」その他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者（以下、「従業者」という）によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

２　事業者の役員及び事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員であってはならないものとする。

（事業所の名称等）
第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名　称　　金澤備中デイサービスセンターさつき苑
(2) 所在地　　石川県金沢市材木町 21 番 21 号

（職員の職種、員数、及び職務内容）
第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
(1) 管理者　　１人（常勤職員）
管理者は、従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
(2) 地域密着型通所介護従業者
①生活相談員　　１人以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。
②看護職員　　１人以上
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
③介護職員　　２人以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。
④機能訓練指導員　　１人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
⑤調理員　　１名以上
調理員は、利用者に提供する食事の調理を行う。
⑥運転手　　１名以上
運転手は、利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）
第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
(1) 営業日　　月曜日から土曜日までとする。休日は、日曜日、12 月 30 日から１月３日までとする。ただし、祝日のうち、館内整備及び点検等により休業となる日もある。
(2) 営業時間　　午前９時から午後５時までとする。
(3) サービス提供時間　　午前９時半から午後３時半までとする。

（指定地域密着型通所介護の利用定員）
第７条　事業所の利用定員は 18 名とする。

（指定地域密着型通所介護の内容）
第８条　指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
(1) 入浴サービス

(2) 食事サービス
(3) 生活指導（相談・援助等）
(4) レクリエーション
(5) 機能訓練
(6) 健康チェック
(7) 送迎　等

（利用料等）
第９条　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
２　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年３月 14 日厚生労働省告示第 126 号）」によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。
３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 470 円を徴収する。
４　食事の提供に要する費用については、一食 750 円を徴収する。
５　おむつ代については、実費相当額を徴収する。
６　その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
７　前６項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
８　指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
９　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施区域）
第 10 条　通常の事業の実施地域は、金沢市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第 11 条　利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）
第 12 条　従業者は、指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ず

るとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。

４　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 13 条　事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

２　事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年１回行うものとする。

３　事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の地域密着型居宅サービス事業者又は居宅サービ事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

４　事業者は、第２項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

５　事業者は、第２項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

６　事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

（衛生管理等）

第 14 条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（苦情処理）

第 15 条　事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条　事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第 19 条　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

２　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。

３　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

（身体的拘束等）

第 20 条　指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 21 条　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修　採用後３ヵ月以内

(2) 継続研修　　年１回

２　事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

４　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(1) 地域密着型通所介護計画
(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 市町村への通知に係る記録
(5) 苦情の内容等の記録
(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人久楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１．この規程は、令和８年４月１日から施行する。